

海洋水産資源開発基本方針の策定について

平成24年2月
水産庁

1 基本方針の策定について

(1) 海洋水産資源開発基本方針（以下「開発基本方針」という。）は、海洋水産資源開発促進法の規定に基づき、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るために、

- ① 沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項
 - ② 海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する事項
 - ③ 海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項
 - ④ 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項
- 等について、農林水産大臣が水産政策審議会（資源管理分科会）の意見を聴いておおむね5年ごとに定めることとされている。

(2) 現行の第8次開発基本方針は平成19年3月に作成されており、平成24年3月には5年が経過することから、今年度中に新たな開発基本方針を作成し、公表する必要がある。

2 開発基本方針の目標年度について

平成8年の第6次開発基本方針まではおおむね5年ごとに5年後を目標年度としてその内容が定められてきたが、平成14年の第7次開発基本方針より水産基本計画の目標年度と合わせて作成しており、今回の開発基本方針の目標年度についても水産基本計画の目標年度と合わせ、平成34年度とするものとする。

3 今後のスケジュールについて

3月13日 資源管理分科会

開発基本方針（案）の諮問・答申

3月下旬 開発基本方針の公表

水産基本計画、漁港漁場整備長期
計画と同日公表予定

参考資料

- 海洋水産資源開発促進法（抄）
- 海洋水産資源開発促進法施行令（抄）
- 海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針（第8次）

海洋水産資源開発促進法(抄)

昭和46年5月17日
法律 第60号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置並びに漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するための措置を定めること等により、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もつて漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「海洋水産資源の開発」とは、水産動植物の増殖若しくは養殖又は新漁場における漁業生産の企業化により海洋における漁業生産の増大を図ることをいう。

2 この法律において「海洋水産資源の利用の合理化」とは、水産動植物の採捕の方法、期間等を適切にすることにより海洋における安定的な漁業生産を確保することをいう。

第2章 海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針

(海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の作成)

第3条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、海洋水産資源の開発及び海洋水産資源の利用の合理化(以下「海洋水産資源の開発及び利用の合理化」という。)を図るために基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する次の事項

- イ 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類及び当該種類の水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標
- ロ 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類ごとの増殖又は養殖に適する自然的条件に関する基準

- ハ イの目標を達成するために必要な漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関する基本的な事項
- 二 海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進に関する次の事項
- イ 新漁場における漁業生産の企業化による漁業生産の増大の目標
　ロ 漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域
- 三 海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する次の事項
- イ 漁業者団体等（漁業を営む者又はその団体をいう。以下同じ。）による海洋水産資源の自主的な管理の適切かつ有効な実施を図るための海洋水産資源の管理の対象、方法及び期間に関する基本的な指針
　ロ 漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するために必要な国の関係行政機関が行う調査の課題及び方法に関する基本的な事項
- 四 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項
- 五 その他海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する重要事項
- 3 基本方針は、水産物の需要及び生産の動向に即するとともに、漁業に関する技術の進歩等の状況を考慮して定めるものとする。
- 4 基本方針（第2項第1号ハに掲げる事項に係る部分に限る。）は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の2の漁港漁場整備基本方針（以下「漁港漁場整備基本方針」という。）及び同法第6条の3の漁港漁場整備長期計画（以下「漁港漁場整備長期計画」という。）との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（基本方針の変更）

- 第4条 農林水産大臣は、水産物の需給事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 2 前条第5項及び第6項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（以下 略）

海洋水産資源開発促進法施行令（抄）

昭和46年6月24日
政令第205号

（基本方針）

第1条 海洋水産資源開発促進法（以下「法」という。）第3条第1項の基本方針は、おおむね5年ごとに、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

（以下 略）

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための 基本方針

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）は、海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）の規定に基づき、水産動植物の増殖若しくは養殖又は新漁場における漁業生産の企業化により海洋における漁業生産の増大を図ること及び水産動植物の採捕の方法、期間等を適切にすることにより海洋における安定的な漁業生産を確保することを図るために方針を定めることによって、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進し、もって漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資することを目的としている。

今回新たに定める基本方針は、今後の海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るに当たっての重要事項について基本的な方向及び指針を示すものであり、水産物の安定供給の確保と我が国水産業の発展に資するとともに、増養殖技術等の漁業技術の発展を考慮して定められたものであり、今後の沿岸海域における水産動植物の増養殖の推進、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進、海洋水産資源の自主的な管理の促進及び海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進等の指針となるものである。

なお、この基本方針については、水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産基本計画と密接に関係していることから、同計画と同じく10年程度を見通し、目標年度を平成29年度として定めたものである。

第1 沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項

1 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類

水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが相当な沿岸海域において、増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類については、別表に掲げる種類とする。

2 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標

魚介類	19万トン
海藻類	2万トン
計	21万トン

(注) 漁業生産の増大の目標は、原魚・原藻換算の重量である。

現行基本方針（平成19年策定）

3 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類ごとの増殖又は養殖に適する自然的条件に関する基準

(1) 増殖又は養殖を行う海域における水温が増殖又は養殖に係る水産動植物の種類ごとにそれぞれ別表の該当欄に掲げるとおりであること。

(2) 増殖又は養殖を行う海域における水質の基準がそれぞれ次のとおりであること。

水素イオン濃度については、7.8以上8.3以下。

化学的酸素要求量については、アカガイ、ハマグリ、ウチムラサキ、アサリ若しくはナマコの増殖又はカキ、クルマエビ若しくはノリの養殖を行う海域においては3 ppm以下、その他の水産動植物の増殖又は養殖を行う海域においては2 ppm以下。

溶存酸素量については、ブリ、フエフキダイ、イシダイ、イサキ、タイ若しくはイカの増殖又はハタ、マグロ、ワカメ若しくはテングサの増殖若しくは養殖を行う海域においては7.5 ppm以上、その他の水産動植物の増殖又は養殖を行う海域においては5 ppm以上。

(3) アマダイ、ハタ、ヒラメ、カレイ、バイ、アカガイ、タイラギ、ホタテガイ、ハマグリ、ウチムラサキ、アサリ、バカガイ、ウバガイ（ホッキガイ）、アゲマキ、ガザミ若しくはナマコの増殖又はクルマエビの増殖若しくは養殖を行う海域については、当該海域の底質が化学的酸素要求量乾泥1グラム中20ミリグラム以下、硫化物乾泥1グラム中0.2ミリグラム以下、トリガイについては、化学的酸素要求量乾泥1グラム中15ミリグラム以下であること。

4 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の増殖又は養殖による漁業生産の増大の目標を達成するために必要な漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関する基本的な事項

2の目標を達成するため、水産動植物の増殖又は養殖を推進することにより漁業生産の増大を図ることが相当な沿岸海域における漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備については、当該海域における海域特性及び社会環境に応じ、生産力を持続的に活用するための合理的方策を検討しつつ、沿岸水産資源開発区域の指定及び当該区域についての沿岸水産資源開発計画の樹立の促進を図るほか、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施する。

現行基本方針（平成19年策定）

（1）漁場整備の推進

海域の自然条件その他の環境条件や増養殖対象種の特性に応じ、産卵や幼稚仔の成育、成体の生育の場となる増養殖場の造成や魚礁の設置、藻場・干潟等の造成をはじめとした計画的な漁場整備を推進していくこととし、特に以下の点に留意するものとする。

- ア 増殖効果の発揮に向けた栽培漁業や他の資源管理施策との連携の強化
- イ 産卵や成長の各過程における良好な生育環境の確保
- ウ 自然環境等の変化に対するモニタリングと、その結果に応じて事業の実施・管理方法を見直す順応的管理手法の導入

（2）栽培漁業の推進

栽培漁業の全国的な展開に必要な種苗の供給を確保するための種苗生産施設や中間育成施設の整備を促進するとともに、放流効果の実証に努め、以下によって環境・生態系と調和した効率的な栽培漁業を推進する。

- ア 遺伝的な多様性に配慮した良質な種苗の安定的な確保のための技術開発の推進
- イ 沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づき都道府県が定めた計画による地域の主体的な取組の促進
- ウ 地域間連携の強化による適地・適時での効率的な放流を行う体制の確立
- エ 漁場整備、漁獲規制等の資源管理施策と連携した種苗放流の実施

（3）養殖の振興

養殖の効率化を推進するため、養殖施設、養殖作業合理化施設等の整備を促進するとともに、以下によって養殖生産の安定・増大を図る。

- ア クロマグロ等の種苗生産技術や価格が高騰している魚粉の含有率が低い飼料の開発
- イ 大規模養殖や波浪の強い海域での養殖に必要な技術の開発
- ウ 養殖対象魚種の疾病に対する予防・診断・治療技術の開発、まん延防止措置の実施や輸入防疫対策の強化
- エ 適正養殖規範の策定・普及

（4）事業主体の連携

水産動植物の増殖又は養殖に係る漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に当たって、国、都道府県、漁業協同組合等は、相互に必要な調整を図りつつ、事業の効率的かつ円滑な実施に努める。

5 その他

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等の環境関係法令に基づき、水産動植物の増殖又は養殖を行う海域における水質汚濁の防止を図るとともに、漁業環境の実態を把握し、水質及び底質の悪化防止のため、漁場環境の保全事業を推進することで、水産動植物の生育環境を保全する。

第2 海洋の新漁場における漁業生産の企業化の推進に関する事項

1 新漁場における漁業生産の企業化による漁業生産の増大の目標

7万トン

(注) 漁業生産の増大の目標は、原魚換算の重量である。

2 漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域

漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域は下記のとおりとする。

漁業種類	新漁場の予定海域	主な対象魚種
1 遠洋底びき網漁業	北太平洋中部 熱帯太平洋東部 熱帯インド洋東部	アカイ等 アメリカオアカイ等 ヒチダイ、キンタウイ等
2 まき網漁業	熱帯太平洋中部 熱帯インド洋東部 熱帯インド洋西部	カツオ等 カツオ等 カツオ等
3 かつお釣り漁業	北太平洋中部 北太平洋西部 熱帯太平洋中部 熱帯太平洋西部 南太平洋中部 南太平洋西部	カツオ・マグロ類 カツオ・マグロ類 カツオ・マグロ類 カツオ・マグロ類 カツオ・マグロ類 カツオ・マグロ類
4 まぐろはえ縄漁業	北太平洋東部 北太平洋中部 熱帯太平洋東部 熱帯太平洋中部 南太平洋東部 南太平洋中部	マグロ類等 マグロ類等 マグロ類等 マグロ類等 マグロ類等 マグロ類等
5 いか釣り漁業	北太平洋中部 熱帯太平洋東部 熱帯インド洋西部	アカイ アメリカオアカイ トビイ

3 新漁場における漁業生産の企業化に当たっての重要事項

新漁場における漁業生産の企業化に当たっては、次の事項に十分留意しつつ推進するものとする。

- (1) 開発対象海域における水産資源の調査研究並びに科学的根拠に基づく資源の持続的利用及び生態系の保全について関係諸国及び国際機関と積極的に協力するよう配慮すること。
- (2) 未利用資源の有効利用、漁業生産の合理化又は漁獲物の付加価値向上のための漁具・漁法、処理加工技術等の開発を図ること。その際、国際競争力の確保に十分留意すること。
- (3) 消費者ニーズに対応するため、漁獲対象魚種の選定や対象魚種の品質等にも十分配慮して新漁場の開発を推進するとともに、開発された魚種の消費者への普及を推進すること。

第3 海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項

1 漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理の適切かつ有効な実施を図るための海洋水産資源の管理の対象、方法及び期間に関する基本的な指針

（1）海洋水産資源の管理の対象

管理の対象となる海洋水産資源の種類等は次によるものとする。

ア 対象となる海洋水産資源の種類

我が国の領海及び排他的経済水域内に主として賦存する資源で、その資源の状態が悪化（漁獲物が小型化している状況を含む。）若しくは悪化しつつあるもの又は増殖をしているものであって、その生物学的特性等が科学的に相当程度明らかであること。

イ 対象となる海域

自主的な管理の対象となる海洋水産資源が通常採捕されている海域であって、海洋水産資源の利用の合理化を図る上で有効である見込みが確実である広がりを有すること。

ウ 対象となる漁業の種類

自主的な管理の対象となる海洋水産資源を、自主的な管理の対象となる海域において利用する漁業の種類のうち、農林水産大臣又は都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業及び当該海洋水産資源に対する漁獲による影響が相対的に大きい漁業の種類のすべてであること。

（2）海洋水産資源の管理の方法

管理の方法は次によるものとする。

ア 基本的な考え方

管理の対象となる海洋水産資源の資源状態や、生物学的特性等を踏まえ、その持続的かつ合理的利用に資する適切な方法により行うこと。また、自主的な管理に参加するすべての漁業者が、原則として何らかの方法等による管理を行うこと。

なお、漁獲量の制限、漁船隻数の縮減等により漁獲対象魚種の取引分野における競争を実質的に制限しないこと。

イ 具体的な管理の方法

資源の持続的かつ合理的利用の目的に沿って、再生産資源の増加を促進するための添加資源量の管理、再生産を助長するための漁具・漁法、操業区域・期間、採捕のサイズの管理等によること。

ウ 広域漁業調整委員会の活用

対象となる海域が都道府県の区域を越えたり、対象となる漁業の種類が農林水産大臣と都道府県知事の許可その他処分を要する漁業の双方に及ぶ場合にあっては、必要

現行基本方針（平成19年策定）

に応じ漁業法（昭和24年法律第267号）第110条第1項に基づき設置された広域漁業調整委員会の機能を活用し、管理の方法の検討等自主的な管理の促進を図ること。

（3）海洋水産資源の管理の期間

対象となる海洋水産資源の生物学的特性等を踏まえ、管理の効果を得るために一定期間継続して行うこととする。ただし、管理の期間が5年を越える場合には、少なくとも5年ごとに、自主的な管理の効果等を考慮してその内容等の見直しを行うこととする。

2 漁業者団体等による海洋水産資源の自主的な管理を促進するために必要な国と関係行政機関が行う調査の課題及び方法に関する基本的な事項

（1）調査の課題

ア 海洋水産資源の水準等に関する調査の課題

それぞれの地域の漁業において重要な海洋水産資源について、その漁業による利用状況及び当該漁業の社会的経済的状況を踏まえつつ、その生物学的特性及び生態、当該海洋水産資源が賦存する海域の環境特性等を解明するとともに、当該海域における当該海洋水産資源の資源水準を可能な限り算出するものとし、さらにその精度を高めるように努めるものとする。

なお、全般的に上記の事項に関する知見が少ない海洋水産資源については、まず、生物学的特性、生態、海域の環境特性等を解明するものとする。

イ 管理技術の高度化等に係る調査の課題

生物学的特性等に適合した管理技術の高度化、漁業生産技術の改良等に関する調査を進めるものとする。

（2）調査の方法

ア 資源水準等に関する調査の方法

独立行政法人水産総合研究センター（以下「水研センター」という。）は調査の全体計画を統括し、この全体計画に基づき水研センター各水産研究所は、その分担する海域ごとに、都道府県やその他の関係団体等（以下「県等」という。）と連携をとりつつ各種の資源情報を収集・蓄積するとともに、それらの情報を県等に提供するものとする。

各水産研究所の分担する海域を越えて賦存する海洋水産資源に関しては、関係する研究所が緊密に連携をとりつつ、共同して情報の収集等に取り組むものとする。

なお、都道府県においても、国と緊密に連携をとりつつ、国が行う調査の課題及び

現行基本方針（平成19年策定）

方法に準じて調査を行うよう努めるものとする。

イ 管理の技術の高度化等に係る調査の方法

大学や県等との連携・協力の下、調査の課題ごとに進めるものとする。

第4 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項

海洋水産資源の合理的利用を図り、水産物の安定供給及び漁業経営の改善に資するため、既存の漁業生産方式を見直し、新たな漁業生産方式の企業化を促進するものとする。特に、漁業生産量の減少や資源を巡る国際的な動向を踏まえ、対象となる資源の状況や消費者のニーズを勘案した生産形態、魚価の低迷や燃油の高騰等によるコスト増に対応した収益改善など、漁船漁業において安定的な経営が可能となるような操業形態が実現する方向で対応するものとし、その際、次に掲げるような事項に留意するものとする。

- (1) 漁具規模の適正化等による漁獲努力量の削減により、資源の持続的利用を確保した操業形態とすること。また、希少生物等の混獲防止、生態系保全にも配慮した操業形態とすること。
- (2) 慢性的な労働力不足に対応するため、乗組員の労働負担の軽減、安全性の確保、居住性の向上等を推進すること。また、女性乗組員の受け入れも可能となるよう配慮すること。
- (3) 省エネ・省人化等による経費の節減、漁獲物の付加価値向上等を取り入れた国際競争力のある操業形態とすること。

第5 その他海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する重要事項

漁業合弁事業は、これまでにも我が国への水産物の供給、海外漁場の確保、沿岸国の漁業振興等に大きな役割を果たしてきており、今後、世界の水産物需給が逼迫することが見込まれる中での我が国漁業の将来のあり方の一つとして重要なものである。また、実際の合弁事業に際しては、海外での企業経営の困難さを考慮し、長期的な視野に立って行うことが重要である。このため、国は、漁業合弁事業を促進するに当たっては、我が国漁業への影響に十分配慮しつつ、合弁事業に参加しようとしている我が国漁業者に対して情報提供等を行うものとする。

現行基本方針（平成19年策定）

別表

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
ニシン	ニシン	0°C以上	15°C以上17°C以下
シシャモ	シシャモ	0°C以上	20°C以下
サケ・マス	カラフトマス サケ(シロザケ) ギンザケ サクラマス ベニザケ	2°C以上	15°C以上20°C以下
タラ	マダラ	0°C以上	11°C以下
アマダイ	アカアマダイ	11°C以上	24°C以下
シマアジ	シマアジ	12°C以上	25°C以上29°C以下
ブリ	ヒラマサ カンパチ ブリ	8°C以上	25°C以上29°C以下
アジ	マアジ	12°C以上	25°C以上29°C以下
ベラ	シロクラベラ キュウセン	21°C以上 8°C以上	31°C以下 26°C以下
フエフキダイ	フエフキダイ ハマフエフキ	15°C以上	24°C以上30°C以下
イシダイ	イシダイ イシガキダイ	8°C以上	24°C以上29°C以下
スズキ	スズキ	5°C以上	20°C以上30°C以下
イサキ	イサキ	8°C以上	22°C以上28°C以下
スギ	スギ	21°C以上	31°C以下
ハタ	キジハタ ヤイトハタ クエ マハタ スジアラ	8°C以上 18°C以上 12°C以上 8°C以上 18°C以上	23°C以上29°C以下 31°C以下 32°C以下 23°C以上29°C以下 31°C以下
タイ	クロダイ ミナミクロダイ チダイ マダイ	8°C以上 19°C以上 8°C以上 8°C以上	24°C以上29°C以下 27°C以上28°C以下 24°C以上29°C以下 24°C以上29°C以下
ハタハタ	ハタハタ	1°C以上	12°C以下
サバ	マサバ	10°C以上	23°C以下

現行基本方針（平成19年策定）

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
サワラ	サワラ	15°C以上	25°C以下
マグロ	クロマグロ	13°C以上	25°C以上29°C以下
アイナメ	アイナメ	4°C以上	20°C以上29°C以下
カサゴ・メバル	メバル	4°C以上	20°C以上29°C以下
	タケノコメバル	6°C以上	28°C以下
	ムラソイ	5°C以上	27°C以下
	クロソイ	4°C以上	20°C以上29°C以下
	ウスメバル	4°C以上	20°C以上29°C以下
	キツネメバル	6°C以上	21°C以下
	カサゴ	4°C以上	20°C以上29°C以下
オコゼ	オニオコゼ	4°C以上	20°C以上29°C以下
ヒラメ	ヒラメ	2°C以上	20°C以上27°C以下
カレイ	アカガレイ	2°C以上	10°C以下
	イシガレイ	2°C以上	20°C以上27°C以下
	マガレイ	2°C以上	20°C以上27°C以下
	マコガレイ	2°C以上	20°C以上27°C以下
	メイタガレイ	6°C以上	20°C以上22°C以下
	マツカワ	2°C以上	15°C以上23°C以下
	ホシガレイ	4°C以上	22°C以下
フグ	トラフグ	6°C以上	22°C以上28°C以下
アワビ・トコブシ	トコブシ	8°C以上	23°C以上28°C以下
	フクトコブシ	15°C以上	29°C以下
	メガイアワビ	8°C以上	23°C以上28°C以下
	クロアワビ	8°C以上	23°C以上28°C以下
	エゾアワビ	1°C以上	19°C以上24°C以下
	マダカアワビ	8°C以上	23°C以上28°C以下
タカセガイ	サラサバティ	15°C以上	30°C以上35°C以下
サザエ	サザエ	10°C以上	23°C以上28°C以下
ヤコウガイ	ヤコウガイ	16°C以上	27°C以上28°C以下
トリガイ	トリガイ	8°C以上	25°C以上28°C以下
バイ	バイ	8°C以上	18°C以上28°C以下
アカガイ	サルボウ アカガイ	5°C以上	18°C以上28°C以下
タイラギ	タイラギ	8°C以上	24°C以上29°C以下
イタヤガイ	イタヤガイ	9°C以上	25°C以上28°C以下

現行基本方針（平成19年策定）

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
ヒオウギ	ヒオウギ	11°C以上	26°C以上28°C以下
ホタテガイ	ホタテガイ	0°C以上	19°C以上23°C以下
カキ	マガキ イワガキ	5°C以上	20°C以上30°C以下
シャコガイ	ヒメジャコ ヒレジャコ	17°C以上	27°C以上28°C以下
ハマグリ	ハマグリ チョウセンハマグリ	4°C以上	20°C以上28°C以下
ウチムラサキ	ウチムラサキ	6°C以上	27°C以下
アサリ	ヒメアサリ アサリ	-2°C以上	20°C以上28°C以下
バカガイ	ミルクイ バカガイ	7°C以上 6°C以上	28°C以下 22°C以上29°C以下
ウバガイ(ホッキガイ)	ウバガイ	-2°C以上	19°C以上22°C以下
アグマキ	アグマキ	8°C以上	25°C以上28°C以下
クルマエビ	クルマエビ クマエビ ヨシエビ	8°C以上	25°C以上30°C以下
アマエビ	ホッコクアカエビ	0.5°C以上	11°C以下
ホッカイエビ	ホッカイエビ	-2°C以上	6°C以上23°C以下
イセエビ	イセエビ	12°C以上	25°C以上30°C以下
ズワイガニ	ズワイガニ	1°C以上	14°C以上17°C以下
ケガニ	ケガニ	3°C以上	8°C以上10°C以下
ガザミ	ノコギリガザミ ガザミ タイワンガザミ	8°C以上	24°C以上30°C以下
イカ	アオリイカ ヤリイカ	17°C以上 6°C以上	24°C以上30°C以下 20°C以上25°C以下
タコ	マダコ ミズダコ ヤナギダコ	7°C以上 2°C以上5°C以下 2°C以上3°C以下	23°C以上27°C以下 20°C以上23°C以下 12°C以上13°C以下
ウニ	シラヒゲウニ アカウニ バフンウニ エゾバフンウニ	15°C以上 -2°C以上 -2°C以上 -2°C以上	20°C以上32°C以下 15°C以上29°C以下 15°C以上29°C以下 15°C以上29°C以下

現行基本方針（平成19年策定）

水産動植物の種類	種名	2月の平均水温	8月の平均水温
	キタムラサキウニ ムラサキウニ	-2°C以上 -2°C以上	15°C以上29°C以下 15°C以上29°C以下
ナマコ	マナマコ	-2°C以上	16°C以上29°C以下
ホヤ	マボヤ アカボヤ	2°C以上	18°C以上24°C以下
アオノリ	ヒトエグサ	8°C以上16°C以下	
スジアオノリ	スジアオノリ	8°C以上	29°C以下
モズク	オキナワモズク モズク	18°C以上 8°C以上	27°C以上30°C以下 23°C以上28°C以下
コンブ	マコンブ ホソメコンブ ミツイシコンブ	-2°C以上6°C以下	17°C以上24°C以下
ワカメ	ワカメ	2°C以上14°C以下	27°C以下
ヒジキ	ヒジキ	6°C以上	30°C以下
テングサ	マクサ オオブサ ナンブクサ オバクサ	5°C以上	20°C以上28°C以下
ノリ	マルバアマノリ ウップルイノリ アサクサノリ スサビノリ クロノリ	1°C以上13°C以下	
フノリ	フクロフノリ	6°C以上	29°C以下
トサカノリ	トサカノリ	7°C以上	29°C以下
オゴノリ	オゴノリ	8°C以上	26°C以下